

10kW未満の太陽光発電設備に係る設置費用年報提出の義務化について（周知）

平成26年11月4日

平成28年4月1日更新

再生可能エネルギー特別措置法第6条第1項による経済産業大臣の認定（以下「設備認定」という。）を取得された方は、同法施行規則第12条により、当該認定に係る発電設備（以下、「認定発電設備」という。）の設置に要した費用の報告（以下、「設置費用年報」という。）及び認定発電設備の年間の運転に要した費用の報告（以下、「運転費用年報」という。）を経済産業大臣宛てに行うことが義務付けられております。平成26年8月5日以降、これらの報告をより円滑に行っていただくため、10kW以上の太陽光発電設備については、電子システムを通じた提出に切り替えを行いました。（平成26年7月29日付け周知）

他方、10kW未満の太陽光発電設備に係る設置費用年報及び運転費用年報については、これまで住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金（以下、「補助金」という。）を受けられていた方は提出不要としておりましたが、補助金の終了と報告専用の電子システムの構築に伴い、下記の通り運用を変更させていただきます。具体的には、補助金を受けられておらず、平成26年10月1日以降に設備の運転を開始された方は、電子システムを通じた「設置費用年報の提出」が必要となります。

なお、10kW未満の太陽光発電設備に係る「運転費用年報（年間の運転に要した費用）の提出」については、経済産業大臣に求められた場合にご提出いただく形となりますので、提出を求めるご連絡のあった場合はご対応いただきますようお願い致します。

記

10kW未満の太陽光発電設備に係る設置費用年報の提出について

①発電出力が10kW未満の太陽光発電設備であって、②補助金による補助を受けられておらず、③平成26年10月1日以降に設備の運転を開始したものについては、平成26年10月1日以降、「設置費用年報の提出」が必要となります。

提出方法としては、下記の電子報告システム（※）にログインし、「設置の状況」「資本費」「設置期間」「連絡先」の項目についてご入力ください。報告期限は、受給開始から1ヶ月後までとなります。なお、電子報告システムへのログイン及び設置費用年報の提出は、設置者ログインID・登録者ログインIDの両方から行っていただけます。

電子報告のスキーム

経済産業省が委託した代行申請機関が、電子報告システム（※）を通じて各発電事業者からの設置及び運転費用年報の登録を受け付けます。その後、代行申請機関は、経済産業大臣に対して代行報告を行います。報告内容に問題がなければ、経済産業大臣において受理されます。なお、代行申請機関による形式確認の結果、登録内容に疑義がある場合は、同機関から個別にお問い合わせさせていただく場合があります。

※ <http://www.fit.go.jp/> よりログイン ID 及びパスワードをご入力いただき、個別設備専用のページにログインの上、登録をいただきます。

代行申請機関

一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センター(JP-AC)

〒105-0003

東京都港区西新橋 2丁目23番1号 3東洋海事ビル2階

電子報告の問合せ窓口

一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センター(JP-AC) 代行報告担当

電話番号：0570-07-8210

発電設備分類別の費用年報提出方法

発電設備の分類		報告形態		報告方法	提出先及び 問合せ窓口
		設置費用 (※1)	運転費用 (※2)		
太陽光 発電設備	特例太陽光発電設備 (設備 ID が F から始まる方)	不要	不要		
	10kW 未満の設備	電子報告	経済産業大臣 に求められた 場合は提出	①住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金を受給しておらず ②平成 26 年 10 月 1 日以降に設備の運転を開始した設備は 設置費用の報告が必要です。 設備認定時に付与された設置者ログイン ID 又は登録者ログイン ID によりログインをいただき、 電子報告を行ってください。	代行申請機関
	10kW 以上 50kW 未満の設備 (電子申請をされたことがある方)	電子報告	電子報告	設備認定時に付与された設置者ログイン ID 又は登録者ログイン ID によりログインをいただき、 電子報告を行ってください。	(JPEA 代行 申請センター)
	10kW 以上 50kW 未満の設備 (電子申請をされたことがない方)				
50kW 以上の設備			設備認定時に付与された設置者ログイン ID により ログインをいただき、電子報告を行ってください。		

尚、ログイン ID 及びパスワードがご不明な方は、

一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センター(JP-AC) TEL 0570-07-8210 までお問合せください。

※1 特定契約に基づき認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給開始から 1 ヶ月後までに報告が必要となります。

※2 上記供給開始から 1 年後ごと（以降調達期間の間、毎年 1 回）に報告が必要となります。